2018 年 2 月 16 日　（第 1 版）　　届出番号　27B2X00309000028

機械器具　55　医療用洗浄器

一般医療機器　器具除染用洗浄器（35424000）

超音波洗浄装置　MU-624AK

【警告】

１．ドアを開閉するときには、ドアが動作する範囲には手や顔を近づけないでください。ドアが手や顔に当たり、けがの原因になることがあります。

【禁忌・禁止】

１．引火性、爆発性のあるガス雰囲気中では、絶対に使用しないでください。（火災・爆発の原因となります）
２．次の(1)～(3)に記載の洗浄液は絶対に使用しないでください。
(1)引火性・爆発性洗浄液(シンナー、アルコール、代替フロン等)
(2)強アルカリ性洗浄液(pH12.5 以上)
(3)強酸性洗浄液(pH3 以下)
（火災、感電の原因となります）

【形状・構造及び原理等】

（形状）

１．本装置は、以下のユニットにより構成されます。
(1)洗浄部
(2)電装部
２．電気定格
100V　50/60Hz　2kVA
３．寸法および重量
取扱説明書を参照してください。
４．ＥＭＣ
本製品は JIS T 0601-1-2：2012 に適合している。

【使用目的又は効果】

本装置は、再使用可能な手術器具や病棟で使用した器具を洗浄するための装置です。（熱水による除染機能は有しません。）

【使用方法等】

１．設置上の注意
(1)床が丈夫で水平なところに設置してください。
(2)床面とのがたつきがないよう本装置底部のアジャストボを調整してください。
(3)本装置の電源周波数切替スイッチを使用の電源周波数に合わせてください。
(4)電源コード及びアース線の接続は、お買いあげの販売店、又は電気工事店に依頼してください。
(5)給水・給湯・排水工事は、水道工事店に依頼してください。
２．準備
始業前の点検を行い、元給水バルブ・元給湯バルブを開け、指定された電源を入れてください。
３．作業の終了
使用後の点検を行い、指定された電源を切り、元給水バルブ・元給湯バルブを閉めてください。

詳細は取扱説明書を参照してください。

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書を参照してください。

【取扱い上の注意】

１．次の(1)～(3)に記載の洗浄液は絶対に使用しないでください。
(1)引火性・爆発性洗浄液(シンナー、アルコール、代替フロン等)
(2)強アルカリ性洗浄液(pH12.5 以上)
(3)強酸性洗浄液(pH3 以下)
２．引火性、爆発性のあるガス雰囲気中では、絶対に使用しないでください。
３．蓋を開けるためフットスイッチを押す時には、蓋が動作する範囲(空間)に手や顔等を近づけないでください。
４．蓋を閉じる時には、蓋が動作する範囲(空間)に手や顔等を近づけないでください。
５．槽及びフィルターの清掃時は、蓋を開けた後、必ず電源スイッチ及び元電源を切ってください。
６．操作パネルに洗浄液をかけないでください。また、濡れた手で操作パネルをさわらないでください。
７．開口部(通風孔など)へ金属類や燃えやすい物など異物を差し込んだり、洗浄液をかけたりしないでください。
８．万一、異物や洗浄液が本装置内部に入った場合は、すぐに電源スイッチを切り、電源コードのプラグをコンセントから抜き、販売店に点検を依頼してください。
９．万一、何らかの原因で煙が出ている、変な臭いがするなどの場合は、すぐに電源スイッチを切り、電源コードのプラグをコンセントから抜き、販売店に点検を依頼してださい。
10. 電源コードが傷んだら（芯線の露出、断線など）すぐに電源スイッチを切り、元電源を切って、販売店に交換を依頼してください。
11. 電源コードを加工したり、無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしないでください。
12. 電源コードを机や椅子の下に敷いたり、物に挟んだり鋭利なエッジ状のものとすりあわせたりして傷をつけないでください。
13. 雷が鳴りはじめたら、すぐに電源スイッチを切り、元電源を切ってください。
14. 外装パネル、操作パネルは絶対に開けないでください。
15. 本装置を改造しないでください。
16. 超音波動作により洗浄液の温度が上昇するため、洗浄後しばらくは、洗浄槽内の洗浄液にふれないでください。
17.本洗浄後しばらくは、耐熱用手袋を着用しバスケットや被洗浄槽物を取り扱ってください。

取扱説明書を必ずご参照ください。

18. 心臓ペースメーカーを装着している方は、本装置がペースメーカーに影響を与える可能性があるため使用しないでください。
19. 洗浄後の洗浄効果については、十分ご確認ください。
20. 本装置には純水製造装置は付属されておりません。

詳細は取扱説明書を参照してください。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

水濡れに注意し、高温・多湿・直射日光を避けた室内で保管すること。

耐用期間・使用期間

設置後５年（自己認証）
ただし、取扱説明書及び添付文書に記載された取扱注意事項又は保守・点検にかかわる事項を順守し、定期的に保守点検が実施され、かつ主要部品や定期交換部品を必要に応じて交換された場合で、使用状況により差異が生じることがあります。

【保守・点検に係る事項】

１．本装置の使用・保守の管理責任者は使用者側にあります。
装置の性能を維持するために取扱説明書の“点検・整備について”の項目にしたがって、定期的な点検・整備、及び部品の交換を実施してください。
２．アフターサービスについては、取扱説明書を参照してください。

詳細は取扱説明書を参照してください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元 ：シャープ株式会社
住　所：〒590-8522 大阪府堺市堺区匠町１番地
連絡先：050（5434）6872

取扱説明書を必ずご参照ください。